

議案第44号資料 杉戸屏風深輪産業団地企業誘致条例

杉戸屏風深輪産業団地企業誘致条例の概要について

1 趣旨

この条例は、杉戸屏風深輪産業団地における企業誘致の推進及び産業の振興並びに雇用機会の拡大を図るための条例の制定。

2 内容

杉戸屏風深輪産業団地に事業所等を新設する企業に対して優遇措置を講じ、事業を開始した指定企業に対し、奨励金を交付することができる。

(1) 固定資産税相当額奨励金

新設のために取得した土地、建物及び償却資産に対して課された各年度に納付すべき固定資産税相当額に次に掲げる割合を乗じて得た額の奨励金を予算の範囲内で交付することが出来る。ただし、その年度に賦課した固定資産税を納期限までに完納しないときは、当該年度の固定資産税相当奨励金は交付しない。

- ・第1年度 10分の5以内
- ・第2年度 10分の4以内
- ・第3年度 10分の3以内
- ・第4年度 10分の2以内
- ・第5年度 10分の1以内

(2) 雇用促進奨励金

町内に住所を有する者のうち、新設に伴い事業所における事業開始の日から新規に常時雇用する従業員が事業開始の日から起算して1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、交付要件に該当する従業員1人当たり50万円を乗じて得た額(限度額2,000万円)を1回限り交付する。

(3) 障がい者雇用促進奨励金

町内に住所を有する障がい者のうち、新設に伴い事業所における事業開始の日から新規に常時雇用する従業員が事業開始の日から起算して1年を経過した日において、引き続き町内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合、交付要件に該当する従業員1人当たり60万円を乗じて得た額(限度額300万円)を1回限り交付する。

※(2)(3)の「常時雇用する従業員」は雇用保険法(昭和49年法律第116号)

第4条第1項に規定する被保険者であって、新設を行った企業との雇用関係にある者に限る。

(4) 指定要件

指定を受けることができる企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ア 事業所の敷地面積が3,000平方メートル以上であること。

イ 事業所の延床面積が1,500平方メートル以上であること。

ウ 事業所において、常時雇用する従業員数が10人以上であること。

エ 町税の滞納がないこと。

オ 公害を発生させるおそれがないこと。

(5) 指定の取消し、交付決定の取消し及び返還

指定要件に該当しなくなったときなどは指定を取り消すことができる。

指定を取り消した企業に対し、奨励金の交付決定を取り消し、期限を付してすでに交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(6) 条例の施行期日及び失効

ア 施行期日

公布の日から施行する。

イ 条例の失効

この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。